

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 11 月 8 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 株式会社新潟三越伊勢丹新潟三越
所在地 新潟市中央区西堀通五番町 866 番地
設置者 株式会社 三越伊勢丹

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社新潟三越伊勢丹 代表取締役社長 浅田 龍一

(変更後) 株式会社新潟三越伊勢丹 代表取締役社長 星野 圭二郎

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 13 日

4 変更の理由

退任による役員交代のため

5 届出年月日

平成 30 年 4 月 26 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 11 月 8 日から平成 31 年 3 月 8 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp